

ジョン万E X P O公式ロゴマーク利用規約

第1条（目的）

本規約は、ジョン万E X P O推進協議会（以下「協議会」という。）が制定した「ジョン万E X P O公式ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、E X P Oの機運醸成および地域の振興に寄与することを目的とする。

第2条（ロゴマークデザイン）

ロゴマークデザインは、別紙「ジョン万 EXPO 公式ロゴマーク」のとおりとする。

第3条（著作権）

ロゴマークに関する一切の権利（著作権、商標権等）は、土佐清水市（以下「市」という。）に帰属する。

第4条（利用対象者）

ロゴマークを利用できる者は、本規約を遵守し、市の趣旨に賛同する個人、企業、団体等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めない。

1. 公序良俗に反する恐れがあるとき
2. 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがあるとき
3. 不当な利益を得るために利用される恐れがあるとき
4. 市およびE X P Oの信用や品位を傷つける恐れがあるとき
5. その他、市が不適切と判断したとき

第5条（利用手続き）

1. ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ市に**利用申請書**を提出し、承認を得なければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申請を免除する。
 - （1）市の機関が利用するとき。
 - （2）市内の保育園・学校等が行事等の目的で利用するとき。
 - （3）報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。
 - （4）その他、市長が適当と認めたとき。

第6条（利用料）

ロゴマークの利用料は、**無償**とする。

第7条（遵守事項）

利用者は、ロゴマークの利用にあたり次の事項を遵守しなければならない。

1. 市が指定するデザインガイドライン（配色、縦横比等）に従って正しく利用すること
2. ロゴマークを変形、加工、または他の一体的なデザインの一部として利用しないこと
3. 商標登録出願等、自らのものとして権利化を行わないこと
4. 自己の供給する商品やサービスの品質を市が保証しているかのような誤解を与える表現をしないこと

第8条（承認の取消し）

利用者が本規約に違反した場合、または違反する恐れがあると市が認めた場合は、市は利用承認を取り消し、または利用の差し止めを求めることができる。この場合、利用者に損害が生じて、市はその一切の責任を負わない。

第9条（免責事項）

1. ロゴマークの利用に関して生じた**損害、苦情、紛争**について、市は一切の責任を負わない。
2. 利用者は、第三者との間に紛争が生じた場合は、自らの責任と費用において解決しなければならない。

第10条（規約の変更）

市は、必要と認めた場合、利用者の同意を得ることなく本規約を変更できる。変更後の規約は、市のホームページ等に掲載した時点から効力を生じるものとする。

附則

本規約は、2026年8月7日より施行する。

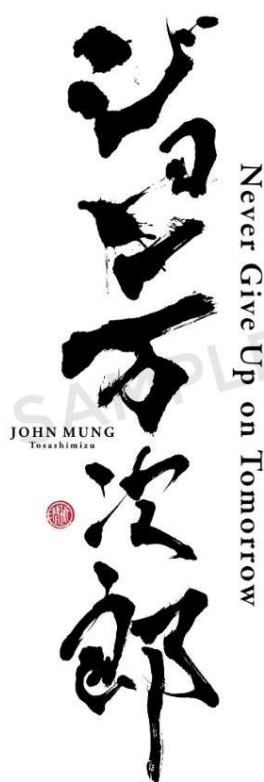
別紙

ジョン万 EXPO 公式ロゴマーク

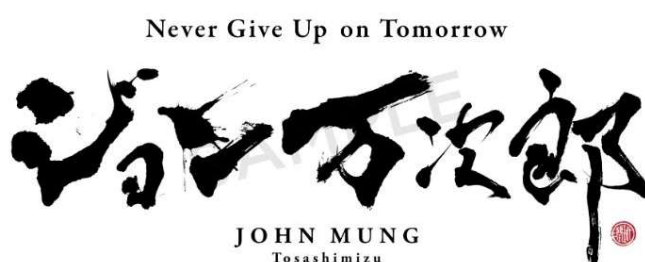
ジョン万 EXPO 公式ロゴマーク利用規約第 2 条（ロゴマークデザイン）に規定するジョン万 EXPO 公式ロゴマークは下記デザインをいう。

- 黒（データ形式：①JPEG ②PNG ③ai）

B-1



B-2



B-3



B-4



- 白 (データ形式: ①PNG ②ai)

